

中間到達度検証試験

2021年6月2日

松岡 久和

次の1から6までの事実はYが相談に際して語ったことである。これをふまえて、下記の問題に答えなさい。

1. Aには亡妻との間に長女X、長男B、次女Yがいる。Aは代々の家業を営んでおり、店の土地建物や本件建物を含む多数の不動産を所有していた。Xはすでに結婚して別の場所で暮らしていた。BはAとは別居して、Aの商売を補佐していた。Yは未婚で子どもCを生んだため、Aから事実上の勘当状態であった。
2. 2010年1月、Cが10歳の時、Yは失職して生活に困っていた。Aが、本件建物をCにやろうと言うので、Yは、Cに礼を述べさせた。しかし、その登記はA名義のままになっていた。同年1月末、YはCを連れて本件建物に引っ越した。
3. その頃からAは病気がちになり、Aの世話は、当時生活費をAから援助を受けていたYが行っていた。2020年4月、遺言を残すことなくAが亡くなった。葬式のおりに、X・B・Yが事後のことを相談した。Xは、家業をBに継がせるため、XもYも相続を放棄するという案を示し、Yに対して、「本件建物をCがもらっているし、生活もAに支援してもらってきたのだから相続を放棄しても良いだろう」と説得した。すでに自立した生活ができていたYは、相続放棄をすることにし、その手続は、Xが、Yの分もまとめて知人の司法書士に委ねることになった。
4. 2020年5月、Bは、Aの所有名義になっていた不動産すべてについて、単独相続を登記原因とする所有権移転登記を行った。この頃からBの精神状態は不安定になり、Bの家業もうまくいかなくなった。
5. 2021年4月、Xは、Bから本件建物の贈与を受けて移転登記を行い、CとYに、本件建物からの退去を求めてきた。Xは、Aが生前、「本件建物はYに無償で貸与している」、と言っていた、と主張している。
6. Yが調べたところ、相続放棄の手続をしたのはYのみであり、Xは相続放棄をしていなかった。Yは、Xが相続放棄しなければYも相続放棄することはなかった、と考えている。また、Xは、自分にもAを相続した分があるとして、弱っていたBに執拗に迫り、移転登記に協力させた。

問 2021年6月1日にYが法律相談に来た。相談を受けた弁護士であるあなたは、Xに対してどういう反論をすることが考えられるか、また、その反論は訴訟になった場合に認められるだろうか、についてYに助言してあげなさい。